(新旧対照) (新旧対照) オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書

であるべきことを認識し、つたものであり、かつ、関連のあオゾン層を保護するための措置がこの物質の放出が気候に及ぼす潜	その他の変化を生じさせる可能性のあることを認識し、境に悪影響を及ぼすおそれのある態様でオゾン層の著しい破壊ある種の物質の世界的規模における放出が、人の健康及び環務があることに留意し、	響から人の健康及び環境を保護するために適当な措置をとる義のある人の活動の結果として生じ又は生ずるおそれのある悪影同条約に基づく、オゾン層を変化させ又は変化させるおそれオゾン層の保護のためのウィーン条約の締約国として、この議定書の締約国は、	する物質に関する	改 E 发
であるべきことを認識し、つたものであり、かつ、関連のある科学的知識にオゾン層を保護するための措置が、技術的及び経この物質の放出が気候に及ぼす潜在的な影響を意	その他の変化を生じさせる可能性のあることを認識し、境に悪影響を及ぼすおそれのある態様でオゾン層の著しい破壊ある種の物質の世界的規模における放出が、人の健康及び環務があることに留意し、	響から人の健康及び環境を保護するために適当な措置をとる義のある人の活動の結果として生じ又は生ずるおそれのある悪影同条約に基づく、オゾン層を変化させ又は変化させるおそれよゾン層の保護のためのウィーン条約の締約国として、この議定書の締約国は、	9る物質に関する	

要に留意しつつ、科学的知識の発展の成果に基づきオゾン層を

技術的及び経済的考慮を払い、

かつ、

開発途上国の開発の必

要に留意しつつ、科学的知識の発展の成果に基づきオゾン層を

技術的及び経済的考慮を払い、

かつ、開発途上国の開発の必

とによりオゾン層を保護することを決意し  $\widehat{\mathcal{O}}$ 「壊する物質の放出を無くすことを最終の目標として、 世界における総放出量を衡平に規制する予防措置をとるこ この物

響の を確認し、 る技術の利用に関する措置を含む特別な措置が必要であること 資金が科学的に確認されたオゾン層の破壊及びその有害な影 (待できることに留意し 問題に取り組むための 発途上国の必要を満たすため、 また、必要な資金の規模が予測できること並びにこ 世界の能力を実質的に高めることが 追加的な財源及び関連のあ

口 カー 玉 [内的及び地域的に既にとられ ボンの放出を規制する予防措置に留意し、 ているある種  $\mathcal{O}$ クロ 口 フ ル 才

口

カー

ボンの放出を規制する予防措置に留意し、

 $\mathcal{U}$ 移転に の放 開 発途上国の必要に特に留意しつつ、オゾン層を破壊する物 出 0 おける国際協力を推進することが重要であることを考 規制及び削 減に関連の ある代替技術の 研究、 開 発及

次 のとおり協 定した。

条 定義

の議定書の 適 用上

ら3まで

1

カン

4 規 制物質」 とは、 附属書 Ą 附 属 書 B 、 附属書C 附 属

> 質の世界における総放出量を衡平に規制する予防措置をとるこ とによりオゾン層を保護することを決意し、 破壊する物質の放出を無くすことを最終の目標として、 この物

響の問題に取り組むための世界の能力を実質的に高めることが を確認し、 る技術の利用に関する措置を含む特別な措置が必要であること 0 期待できることに留意し 資金が科学的に確認されたオゾン層の破壊及びその有害な影 開発途上国の必要を満たすため、 また、 必要な資金の規模が予測できること並びにこ 追加的な財源及び 関 連  $\mathcal{O}$ あ

国内的及び地域的に既にとられているある種  $\mathcal{O}$ ク 口 口

フ

ル

才

び移転に 質の放出 開発途上国の必要に特に留意しつつ、オゾン層を破 おける国際協力を推進することが重要であることを考  $\mathcal{O}$ 規 制及び削減に関連の ある代替技術の 研 壊する物 開発及

慮して、 次のとおり 協 定した。

条 定義

 $\mathcal{O}$ 議定書の 谪 用上、

ら3まで

カン

4 規制物質」 とは、 附属 書 Ą 附 属 В 附 属書C 又は

附

書 E 貯蔵に使用する容器を除く。 な 限り、 11 又は かを問わ 当該物質の異性体を含む。 附 属書Fに掲げる物質 ない。 をいい、 の中にあるものを除く。 関係附属書に別段の定めがな 他 ただし、 の物質と混合してあるか 製品 (輸送又は

5から8まで (略)

第二条 規制措置

から4まで (略)

5 期間を示して、 産 産 できる。 産 量 量 「量の算定値の合計がグループごとにこれらの条に定める生 ら第二条のFまで、 は 締約国は、一又は二以上 の算定値の限度を超えないことを条件とする。 の算定値の一部又は全部を他の締約国に移転することが この生産量の移転を、その移転の条件及び対象となる ただし、 事務局 規制物質のグルー 第二条の に通報する。  $\mathcal{O}$ 規制期間にお H及び第二条の Jに定める生 プごとの関係締約国の生 いて、 第二 関係締 条の 約 Α

5の二 (略)

する容器を除く。)の中にあるものを除く。
該物質の異性体を含む。ただし、製品(輸送又は貯蔵に使用わない。)をいい、関係附属書に別段の定めがない限り、当属書Eに掲げる物質(他の物質と混合してあるかないかを問

5から8まで (略)

1から4まで (略) 第二条 規制措置

5 て、 産量の移転を、その移転の条件及び対象となる期間を示 の合計がグループごとにこれらの条に定める生産量の算定値 の一部又は全部を他の締約国に移転することができる。 の限度を超えないことを条件とする。 から第二条のFまで及び第二条のHに定める生産量の算定値 締約国は、一又は二以上 事務局に通報する。 規制物質のグループごとの関係締約国の生産量の算定値  $\mathcal{O}$ 規制 期間にお 関係締約国 1 て、 は、 この生 条の

5 の 二 けない 費量の算定値の一部又は全部の移転を受ける締約国 の算定値 又は二以上の規制期間において、 、他の締 議定書第五条1の規定の適用を受け 0 部又は全部を議定書第五条1の規定の ・約国に移転することができる。 第二条のFに定める消費量 ない ただし、 締約 適用を受 国 0 当該消 附 は、 属書

6及び7 略

8 (a) ることができる。 の構成国である締約国は、 条約第一 条6に定義する地域的な経済統合のため ただし、

(b) 略

超

え

いことを条件とする。

費量又は生産量

の算定値の

合計が同条に定め

る限

度を

(c) 略

める消費量に関する義務を共同して履行することを合意す 合計がこれらの条に定める限度を超えないことを条件とす .関する義務を含めることができる。 その合意には 第 条の この条から第二条のJまでに定 当該締約国の消費量の算定値 Jに定める消費量又は ただし、 関係 締約国 生産量 0 機  $\mathcal{O}$ 

関 8 6及び7 (a) 略

る。

関係締約国は、

この消費量の算定値の移転を、

その移転

Fに定める消

費量の算定値

の限度を超えないことを条件とす

の条件及び対象となる期間を示して、

事務局に通報する。

八十九年にお

į,

て一人当たり〇・二五キログラムを超えてい に属する規制物質の消費量の算定値が千九百

Aのグルー

プ I

ないこと及び関係締約国の消費量の算定値の合計が第二条の

る。 合計がこれらの条に定める限度を超えないことを条件とす ることができる。 める消費量に関する義務を共同して履行することを合意す の構成国である締約国は、 条約第一条6に定義する地域的な経済統合のため ただし、 この条から第二条のIまでに定 当該締約国の消費量の算定値の の機 関

(b) 減の日前に当該合意の内容を事務局に通報する。 (a)の合意を行 つた締約国は、 当該合意に係る消 の削

(c) 成国及び当該機関がこの議定書の締約国 (a)の合意は、 地域的な経済統合のための機関の となり、 すべての か

- ることができる。 9(a) 締約国は、第六条の評価に基づいて、次の事項を決定す
- (i) (略)
- はより可能 る地球温暖化係数を調整すること並びに調整する場合に い 附属書AのグループI、附属書C及び附属書Fに掲げ

(iii) はその内容

- 国に通報する。
  される締約国の会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約
  (b) (a)(i)からWまでの調整に関する提案は、その採択が提案
- (c) (略)

- 実施可能となる。当該締約国の実施の方法を事務局に通報した場合にのみ、
- ることができる。 9(a) 締約国は、第六条の評価に基づいて、次の事項を決定す
- の内容が対外の内容では、対グン破壊係数を調整すること及び調整する場合にはその、対解書A、附属書B、附属書C又は附属書Eに掲げる

量す

- に通報する。
  れる締約国の会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国的。()の()及び()の調整に関する提案は、その採択が提案さ
- 合には、当該決定は、最後の解決手段として、出席しかつスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場により合意に達するようあらゆる努力を払う。コンセンサ(c) 締約国は、(a)の決定を行うに当たり、コンセンサス方式

1

(略)

11 10

略

(d)

略

(d)

この9の決定は、

第二条のAから第二条のEまで

(略)

第二条の F イドロクロ ロロフル オロカーボン

ず、これらの条に定める措置よりも厳しい措置をとることが できる。 締約国は、この条から第二条のJまでの規定に かかわら

11 10

る。

る通告の送付の日から六箇月を経過した時に効力を生ず

当該決定に別段の定めがある場合を除くほか、

寄託者によ

寄託者は、これを直ちに締約国に通告する。当該決定は、

すべての締約国を拘束するものとし、

ず、これらの条に定める措置よりも厳しい措置をとることが できる。 締約国は、この条から (略) 第一 条のIまでの規定に かかわら

第二条のAから第二条のEまで (略)

第二条のF ハイドロクロロフルオロカーボ

1 えないことを確保する。 間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属書Cのグルー に属する規制物質の消費量の 締約国は、千九百九十六年一 算定値が次の(a)と(b)との 月一日に始まる十二箇月の期 和を超 プ I

(a) 附属書AのグループIに属する規制物質の千九百八十九

投票する第五条1の規定の適用を受ける締約国の過半数及

投票する締約国の三分の二以上の多数であつて出席しかつ

び出席しかつ投票する同条1の規定の適用を受けない締約

国の過半数を代表するものによる議決で採択する。

年における消費量の算定値の二・八パーセント

附属書CのグループIに属する規制物質の千九百八十九

年における消費量の算定値

本題えることができる。 と超えることができる。 と附属書CのグループIに属する規制物質のこの2の規定で定義された生産量の算定値の十二箇月の期間ごとの当該物質の生産量の算定値は、第五条1の規定の適に生産量の算定値の十二箇月の期間ごとの当該物質の生産量の算定値を超えないことを確保する。たた生産量の算定値の十二箇月の期間ごとの当該物質の生産量の算を超えることができる。

二・八パーセントとの和る規制物質の千九百八十九年における消費量の算定値の年における消費量の算定値と附属書AのグループIに属すの、附属書CのグループIに属する規制物質の千九百八十九の、附属書CのグループIに属する規制物質の千九百八十九

二・八パーセントとの和る規制物質の千九百八十九年における生産量の算定値の年における生産量の算定値と附属書AのグループIに属すい、附属書CのグループIに属する規制物質の千九百八十九

七

3から7まで

(略)

第二条のGから第二条のIまで

第二条のJ ハイドロ フルオロカーボン (略)

五パ 保する。 属する規制物質の第二条のF1に定める消費量の算定値の十 の各年の消費量の算定値の平均値に附属書Cのグルー 附属書Fに掲げる規制物質の二千十一年から二千十三年まで びその後の十二箇月の期間ごとの附属書Fに掲げる規制物質 消費量の算定値(二酸化炭素換算で表示されたもの) 締約国は、 に対して、 ーセントを加えた値 二千十九年 次の年ごとに定める比率を超えないことを確 月一 (二酸化炭素換算で表示されたも 日に始まる十二箇月の期間及 プロに が、

|(c)|(b)|(a)一千十九年から二千二十三年までは、 一千二十四年から二千二十八年までは、六十パー 九十パー セント セント

一千二十九年から二千三十三年までは、三十パー 一千三十四年及び二千三十五年は、二十パーセント

・セント

(e)

一千三十六年以降は、

十五パーセント

始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附 属書Fに掲げる規制物質の消費量の算定値 の規定にかかわらず、 締約国は、 二千二十年 (二酸化炭素換算 月 日に

> 3から7まで 略

第二条のGから第二条のIまで

八

略

することができる。 比率を超えないことを 炭素換算で表示されたもの) 附属書CのグループIに属する規制物質の第二条の める消費量の算定値 で表示されたもの) 年から二千十三年までの各年の消費量の算定値の平均 が、  $\mathcal{O}$ 十五 特定の締約国が確保することを決定 附属書Fに掲げる規制物質の二千十 に対して ーセントを加えた値 次の年ごとに F 定める . 1 に定 一酸化 値に

- (b) (a) 一千二十五年から二千二十八年までは、六十五パー 千二十年から二千二十四 年までは、 九 十五 セント セン
- (e) (d) (c) 一千三十四年及び二千三十五年は、二十パーセント 一千二十九年から二千三十三年までは、 セント
- 一千三十六年以降は、 十五パ ] -セント

値の平 物質の二千十 酸化炭素換算で表示されたもの) 期間ごとの附属書Fに掲げる規制物質の生産量の算定値 附 月一 F2に定める生産量の算定値の 属書Fに掲げる規制物質を生産する締約国は、 均 値に附属書C 日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の 年から二千十三年までの各年の生産量の算定  $\mathcal{O}$ グル 1 プIに属する規制物質 が、 十五パーセントを加えた 附属書Fに掲げる規制 一千十九 0 第二

値 定 める比率を超えないことを確保する。 酸 化炭素換算で表示されたもの) に対し 次 0 年ご

- (e)|(d)|(c)|(b)|(a)一千二十四年から二千二十八年までは、 一千十九年から二千二十三年までは、九十パ 六十パ ] ] ・セント セント
  - 一千二十九年から二千三十三年までは、 一千三十四年及び二千三十五年は、二十パーセント 三十パ セント

一千三十六年以降は、 十五パ ーセント

附属書Cのグルー。 る締約国が確保することを決定することができる。 比率を超えないことを、 炭素換算で表示されたもの) で表示されたもの) 属書Fに掲げる規制物質の生産量の算定値 始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附 める生産量の算定値の二十五パーセントを加えた値 年から二千十三年までの各年の生産量の算定値の平均 3  $\mathcal{O}$ 規定にかかわらず、 プ I が、 に属する規制物質の第二条のF 附属書Fに掲げる規制物質の二 附属書Fに掲げる規制物質を生産 締約国は、 に対して、 二千二十年 次の年ごとに定める 一酸化炭素換算 月一 · 2 に定 日に 酸 値 化

(b) (a) 一千二十五年から二千二十八年までは、 一千二十年から二千二十四年までは、 九十五パー 六十五パ -セント セ

1

- (e) (d) (c) 一千二十九年から二千三十三年までは、 一千三十四年及び二千三十五年は、二十パーセント 三十パ ] セント
- 一千三十六年以降は、 十五パーセント
- 量及び消費量については、 された用途を満たすために必要であると締約国が認めた生産 1 から4までの規定は、 適用しない。 適用が除外されるものとして合意
- 6 同 附属書FのグループⅡに属する規制物質が、 制物質を製造する各生産施設において発生し及び放出された 書CのグループIに属する規制物質又は附属書Fに掲げる規 げる規制物質を製造する締約国は、 まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとの附属 におい 附属書CのグループIに属する規制物質又は附属書 の十二箇月の期間内に破壊されることを確保する。 て、 締約国により承認された技術を用いてその放出と 二千二十年一月一 実行可能な範囲 日に始 「 F に 掲
- n 属書FのグループⅡに属する規制物質の破壊が、 属書Fに掲げる規制物質を生産する施設において発生した附 承認された技術によつてのみ行われることを確保する。 締約国は、 附属書CのグループIに属する規制物質又は附 規制値の算定 締約国によ

1 締 約国は、 第二条から第二条のJまで及び第五条の規定の

> 第三条 規制 値の算定

締約国は 第二条から第二条のⅠまで及び第五条の規定の適

書 F 適用 り決定する。 0 上 ク ル 附 1 属 プごとに自国についての算定値を次の 書 A 附 属 書 В 附 属書C 附属 書 E 方法によ 又は 附属

- a 生産量の算定値については、
- Eに定める当該物質のオゾン破壊係数を乗じ、年間生産量に附属書A、附属書B、附属書C又は附属書的、2に別段の定めがある場合を除くほか、各規制物質の
- (ii) (略)
- (b) (略)
- (c) (略)

(d) ては F げる規制物質を発生させる各施設にお 附 0 属書C ブ 特に、 ル のグル Π 装置からの ] 属する規制物質 プーに属する規制物質又は附 漏出 工程における排気及び破  $\mathcal{O}$ 放出 量の て発生し 算定 属 た附属 値に 書Fに

ごとに自国についての算定値を次の方法により決定する。用上、附属書A、附属書B、附属書C又は附属書Eのグループ

- (a) 生産量の算定値については、
- 乗じ、書C又は附属書Eに定める当該物質のオゾン破壊係数を(i) 各規制物質の年間生産量に附属書A、附属書B、附属
- ii i)の規定により得られた数値を合計する。
- 規定を準用して計算する。
  助 輸入量及び輸出量の算定値については、それぞれ、自

0

(c) ずる。 値を加え、 の算定に当たり減ずることができない。 九十三年一月一日以降は、 生産量の算定値に心の規定により決定される輸入量の算定 消費量の算定値については、 。ただし、 lbの規定により決定される輸出量の算定値を減 非締約国 への規制物質の輸出量 当該輸出を行う締約国 (aの規定により決定され 重は、 0 千九百 費量

壊装置の利用による放出量を含み、 使用、 破壊又は貯蔵  $\bigcirc$ 

ために回収された量を除く。

2 球温 輸出量及び放出量を算定する場合には、 物質の二酸化炭素換算で表示された生産量、 C グループI、 0 第二条5、 暖化係数を用いる。 グルー プIに属する規制物質及び附属 第二条の J及び1 附属書C及び附属書Fに掲げる規制物質の地 (d) の規定の適用上、 締約国は、 書Fに掲げる規制 消費量、 附属書A 附 属書

第四条 非締約国との貿易の規制

1から1 の六まで (略)

1 発生の時から禁止するものとする。 に掲げる規制物質を輸入することをこの 七 締約国は、 この 議定書の 締約国 で な 1の七の 1 玉 から附属 規定の 効力 書 F

2から2の六まで (略)

2 の 七 力発生の時から禁止するものとする。 Fに掲げる規制物質を輸出することをこの2の 締約国は、 この 議定書の 締約国 でない 国に対し附属書 七の規定の効

3 から4の三まで (略)

5 属書Fに掲げる規制物質を生産し及び利用するための技術 締約国は、附属書A、 附属書B、 附属書C、 附属書E及び

> 第四条 非締約国との貿易の規制

1から1の六まで 略

2から2の六まで (略)

3から4の三まで (略)

5 掲げる規制物質を生産し及び利用するための技術をこの議定 締約国は、 附属書A、 附属書B、 附属書C及び附属書Eに

限り をこの 抑 議定書の締約国でない国に 制することを約 東する。 . 対 し 輸出することをできる

- 6 たな補助金 うにする。 又は技術をこの議定書の締約国でない国に輸出するため 属書Fに掲げる規制物質の生産に役立つ製品、 約 国は 援助、 附属書A 信用、 附属書B、 保証又は保険の供与を行わないよ 附属書C 附 装置 属 書 E の新 及び 工場 6
- は他の・ 及び 品 用若しくは破壊の方法を改善し、 E及び附属書Fに掲げる規制物質の封じ込め、 5 装置、工場及び技術については、 附属書Fに掲げ 及び6の規定は、 方法により附属書A、 る規制物質の放出の削減に寄与する製 附属書· Ą 附属書B、 代替物質の開発を促進し又 附属書B、 適用しない。 附属書C、 附属書C 回収、 附属書E 再利 附属
- 8 守していることを示す資料を第七 会合において認められ、 までに規定するものについては、 Jまで及びこの条の規定を完全に遵守していると締約国 :らの輸入及びこれらの国への輸出であつて、 いる場合には、 この条の規定にかかわらず、この議定書の締約国で 許可することができる。 つ、 これらの条の規定を完全に遵 条の規定に基づい 当該国が第二条から 1から4の三 て提出 第一 ない国 条  $\mathcal{O}$

ることを約束する。 の締約国でない 国 対し輸出することをできる限り 抑 制 す

- この る。 金、 掲げる規制物質の生産に役立つ製品、 締 議定書 約国は 援助 1の締約 信用 附属書A、 保証又は保険の供与を行わないように 国でない国に輸出するための 附属書B、 附属書C 装置、 及び 工場又は技術 新たな補 附 属 書 Е す 助 12
- 7 により 破壊の方法を改善し、 規制物質の放出の削減に寄与する製品 属書Eに掲げる規制物質の封じ込め、 5及び6 が属書A、 の規定は、 附属書B、 代替物質の開発を促進し又は他の方法 附属書A、 附属書C及び附 附属書B、 回収、 装置 属書Eに掲げる 附属書C 再利用若 工場及び 及び )技術 附
- 8 守していることを示す資料を第七条の規定に基づい から までに規定するものについては、 会合において認められ、 のⅠまで及びこの条の規定を完全に遵守していると締約国 に いる場合には、 この条の規定にかかわらず、 ついては、 の輸入及びこれらの国への 適用しない。 許可することができる。 カュ つ、 これらの条の規定を完全に遵 この議定書の締 輸 当該国が第二条 出であつて、 約国 1 から カン 5 で  $\overset{-}{4}$ な の 三 1 玉

及び 10

第四条のA (略)

第四条のB ライセンスの制度 略

1及び2 (略)

たも 用のもの、 遅らせることができる。 自国が同月一 実施する。 か遅い日までに、 2の二の規定の効力が生ずる日から三箇月以内の日の と認めるものは、 のの輸入及び輸出に関するライセンスの制度を設け及び 締約国 第五条1の 使用済みのもの、 日までに当該制度を設け及び実施する状況にな は、 二 千 附属書Fに掲げる規制物質であつて、 <u>一</u>千 規定の適用を受ける締約国であつて、 十九年 再利用されるもの及び再生され 年 月 月一 日又は自国につ 日まで措置の ( ) 実施 てこの 1 ずれ 未使

3及び4 (略)

第五条 開発途上国の特別な事情

略

1

9 及び 10

第四条のA 略

第四条のB ライセンスの制度

略

1及び2

略

3 及 び 4 略

第五条 開発途上国の特別な事情

1

ラム未満であるものは、 書が効力を生ずる日において又はその後千九百九十九年一月 る規制物質の消費量の算定値が当該締約国についてこの議定 一日までのいずれかの時点において一人当たり○・三キログ 開発途上国である締約国で、 基礎的な国内需要を満たすため 当該締約国 の附属書Aに掲げ

て、この1の規定の適用を受ける締約国に適用する。定する検討が行われた後に、かつ、当該検討の結論に従つれた調整又は改正に対するその後の調整又は改正は、8に規九日にロンドンにおける締約国の第二回会合において採択さ十年遅らせることができる。ただし、千九百九十年六月二十二条のAから第二条のEまでに定める規制措置の実施時期を

の二 締約国は、千九百九十六年一月一日までに、8に規定の二 締約国は、千九百九十六年一月一日までに、8に規定の二 締約国は、千九百九十六年一月一日までに、8に規定の二 締約国は、千九百九十六年一月一日までに、8に規定の二 締約国は、千九百九十六年一月一日までに、8に規定の

- 属する規制物質の生産量及び消費量の算定値が零を超えない。第二条のGの規定に関しては、附属書CのグループⅡにえないことを確保する期間の開始日
- る算定値及び規制の計画質の消費量及び生産量について、基準となる年、基準となの)第二条のHの規定に関しては、附属書Eに掲げる規制物

いことを確保する期間の開始日

3

略

これについて検討し、とるべき適当な措置を決定する。 送付するものとし、 ことができる。事務局は、 とができないと認める場合には、 のJまでに定める規制措置が自国について適用されるまでの 1 のいずれかの時点において規制物質の供給を十分に得るこ 規定の適用を受ける締約国は、 締約国は、 その通報の写しを直ちに締約国に その後の最初の会合において その旨を事務局に通報する 第二条の Aから第一 条

させ、 Eまで 資金協力及び第十条のAに定める技術移転の効果的な実施に までの規定に係る規制措置に従う義務を履行する能力を増大 1の二の規定に従つて決定される第二条のFから第二条のH 存する。 1の規定の適用を受ける締約国が第二条のAから第二条の 当該規制措置を実施していくことは、 第二条の I及び第一 |条の亅に定める規制措置並びに 第十条に定める

6 置をとつたにもかかわらず、 決定される第二条のFから第二条のHまでの規定に係る義務 不十分な実施 Ι 1の規定の適用を受ける締約国は、すべての実行可能な措 及び第二条のJに定める義務又は1の二の規定に従つて のため第二条の Aから第二条のEまで、 第十条及び第十条のAの規定の 第一 条

2及び3

4

略

これについて検討し、とるべき適当な措置を決定する。 ことができる。事務局は、 間のいずれかの時点において規制物質の供給を十分に得るこ 送付するものとし、 とができないと認める場合には、 のIまでに定める規制措置が自国について適用されるまでの 1 規定の適用を受ける締約国は、 締約国は、 その その後の最初の会合にお 通報の写しを直ちに締約国に その旨を事務局に通報する 第二条の Aから いて

5 第十条のAに定める技術移転の効果的な実施に依存する。 制措置を実施していくことは、 係る規制措置に従う義務を履行する能力を増大させ、 に従つて決定される第二条のFから第二条のHまでの規定に Eまで及び第二条のIに定める規制措置並びに1の二の規定 1の規定の適用を受ける締約国が第二条の 第十条に定める資金協力及び Aから第二条の 当該規

6 二条のFから第二条のHまでの規定に係る義務の一部又は全 不十分な実施 置をとつたにもかかわらず、 のIに定める義務又は1の二の規定に従つて決定される第 1の規定の適用を受ける締約国は、すべての実行可能な措 のため第二条の Aから第二条の 第十条及び第十条の Eまで及び第一 A 0 規 定の

を ができる。 な措置を決定する。 するものとし、 規定に十分留意しつつこれについて検討し、 いずれの時点においても書面により事務局に通報すること 部又は全部を履行することができない場合には、 事務局は、 締約国 は、 その通報の写しを直ちに締約国に送付 その 後の最初の会合において、 とるべき適当 その旨 5

から8の二まで

8 の 三 略

> 定する。 点においても書面により事務局に通報することができる。 分留意しつつこれについて検討し、とるべき適当な措置を決 務局は、その通報の写しを直ちに締約国に送付するものと 部を履行することができない場合には、 締約国は、 その後の最初の会合において、5の規定に十 その旨をいずれの時

八

7から8の二まで 略

8 の 三 1の二の規定に従つて、次のとおり決定する。

(a) 受ける締約国は、二千十三年一月一日に始まる十二箇月の 千十年における当該物質の生産量の算定値の平均を超えな プIに属する規制物質の生産量の算定値が二千九年及び二 期間及びその後の十二箇月の 定値の平均を超えないことを確保する。 値が二千九年及び二千十年における当該物質の消費量  $\mathcal{O}$ に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間 ことを確保する。 附属書CのグループIに属する規制物質の消費量の 1の規定の適用を受ける締約国は、二千十三年一月 期間ごとの附属書の 1の規定の  $\mathcal{O}$ グルー 適用を 算定 一の算 日

に始まる十二箇月の 1の規定の適用を受ける締約国は、二千十五 期間及びその後の十二箇月の 年一 期 別間ごと 月 一日

トを超えないことを確保する。 「おける当該物質の生産量の算定値の平均の九十パーセン とのが関の一又は二以上を生産する1の規定の適用を受け の平均の九十パーセントを超えないことを確保する。 における当該物質の生産量の算定値が二千九年及び二千十年 における当該物質の生産量の算定値が二千九年及び二千十年における当該物質の消費量の算 の附属書CのグループIに属する規制物質の消費量の算定

(c) 1の規定の適用を受ける締約国は、二千二十年一月一日(c) 1の規定の適用を受ける締約国は、これらの期間ごとの附属書CのグループIに属する規制物質の一又は二以上を生産する1の規定の適用を受ける締約国は、これらの期間ごとの附属書CのグループIに属する規制物質の消費量の算定に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごとや確保する1の規定の適用を受ける締約国は、二千二十年一月一日

日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間ごd 1の規定の適用を受ける締約国は、二千二十五年一月一

との 用を受ける締約国は、 保する。 算定値の平均の三十二・五パーセントを超えないことを確 び二千十年における当該物質の生産量の算定値 ループIに属する規制物質の生産量の算定値が二千九年及 定値が二千九年及び二千十年における当該物質 十二・五パーセントを超えないことを確保する。 附属書Cのグルー 当該物質の一又は二以上を生産する1の規定の適 これらの期間ごとの附属書Cのグ プIに属する規制物質の消費量の算 0 の消費量 平均の三  $\mathcal{O}$ 

(e) (i) 量 期間ごとの附属書CのグループIに属する規制物質の生産 上を生産する1の規定の適用を受ける締約国は、これらの 値が零を超えないことを確保する。  $\mathcal{O}$ に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間、 年一月一日 の算定値が零を超えないことを確保する。ただし、 附属書CのグループIに属する規制物質の消費量の算定 日 1の規定の適用を受ける締約国は、二千三十年一月 費量 十年における当該物質の 前に終了する十二箇月の期間ごとにおいて、二千三十 1の規 0 算定値の 定の適用を受ける締約国は、二千四十年一月一 から二千四十年一月一日までの十年の期間の 和を十で除したものが二千九年及び二 消費量の算定値の平均 当該物質の一又は二以 **の**二・ こと 日日

 (i) 1の規定の適用を受ける締約国は、第二条のGの規定を 日前に終了する十二箇月の期間ごとにおいて、二千三十年 日前に終了する十二箇月の期間ごとにおいて、二千三十年 日前に終了する十二箇月の期間ごとにおいて、二千三十年 日がに下四十年一月一日時点で存在する冷却用機器及びエアコンディー月一日時点で存在する冷却用機器及びエアコンディー月一日時点で存在する冷却用機器及びエアコンディー月一日時点で存在する冷却用機器及びエアコンディー月ー日時点で存在する冷却用機器及びエアコンディー月ー日時点で存在する冷却用機器及びエアコンディー月ー日がよりである。
 (i) 1の規定の適用を受ける締約国は、二千四十年一月一時

(g) 附属書Eに掲げる規制物質については、

(f)

百九十五年から千九百九十八年までの各年の消費量及びとし、当該規制措置を遵守するための基準として、千九国は、第二条のH1に規定する規制措置を遵守するもの 二千二年一月一日以降、1の規定の適用を受ける締約

8 0 兀 うことを条件として、第二条の 制措置に (a) 1 つい  $\mathcal{O}$ 規定の適用を受ける締約国は、 て行われる第一 条9の規定に基づ J1(aから(e)まで及び3(a) 第二 く調 条 0 整に従 Jの規

生産量の算定値の平均値を使用する。

(iii) (ii) を超えないことを確保する。 の消費量及び生産量の算定値の平均値の八十パーセント 定値が、千九百九十五年から千九百九十八年までの各年 との附属書Eに掲げる規則物質の消費量及び生産量 に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の 1の規定の適 1の規定の適用を受ける締約国は、二千十五 用を受ける締約国は、二千五年一 年一 が期間ご 月 月 一の算 日日

は、適用しない。

い要であると締約国が認めた生産量及び消費量については、不可欠なものとして合意された用途を満たすために算定値が、零を超えないことを確保する。この⑪の規定ごとの附属書Eに掲げる規則物質の消費量及び生産量のごとの附属書Eに掲げる規則物質の消費量及び生産量の日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間日に始まる十二箇月の期間及びその後の十二箇月の期間日の規定の適用を受ける締約国は、二千十五年一月一

が検疫、及び出荷前の処理のために使用する量を含めない ()に規定する消費量及び生産量の算定値には、締約国

から回までに定める規制措置の実施時期を遅らせ並 びに当

- 百パー セント
- (i) 二千二十九年から二千三十四年までは、九十 (i) 二千二十四年から二千二十八年までは、百パ 該規制措置を次のように修正することができる。 九十パーセン

1

- (iii) 二千三十五年から二千三十九年までは、 七十パ ] セン
- (v) (iv) 1 一千四十年から二千四十四年までは、 五十パー セント

二千四十五年以降は、二十パーセント

- 置の実施時期を遅らせ並びに当該規制措置を次のように修 条のJ1個から回まで及び3個から回までに定める規制措 ける締約国が、 一条9の規定に基づく調整に従うことを条件として、 (a)の規定にかかわらず、 第二条のJの規制措置について行われる第 締約国は、 1の規定の適 用を受 第一
- (i) 二千三十二年から二千三十六年までは、九十%正することができることを決定することができる。 百パー ・セント
- 九十パーセン
- (iii) 1 二千三十七年から二千四十一年までは、八十パーセン

- (v) 二千四十七年以降は、十五パーセント
- (c) 1の規定の適用を受ける締約国は、第二条のJの規定に まづく消費量の基準値の六十五パーセントを加え 起他の平均値に附属書CのグループIに属する規制物質の 定値の平均値に附属書CのグループIに属する規制物質の 定値の平均値に附属書CのグループIに属する規制物質の た値を使用することができる。
- (d) (c)の規定にかかわらず、締約国は、1の規定の適用を受 ができることを決定することができる。 ができることを決定することができる。 ができることを決定することができる。 ができることを決定することができる。
- 質の二千二十年から二千二十二年までの生産量の算定値の生産量の基準値を算定するため、附属書Fに掲げる規制物質を生産するものは、第二条のJの規定に基づくの規定の適用を受ける締約国であつて附属書Fに掲げ

使用することができる。に定める生産量の基準値の六十五パーセントを加えた値を平均値に附属書CのグループIに属する規制物質の8の三

- ることを決定することができる。 するため ける締約国であつて附属書Fに掲げる規制物質を生 一千二十六年までの生産量の算定値の平均値に附属書Cの のが、 値 ループIに属する規制物質の8の三に定める生産量の基 (e)の規定にかかわらず、 の六十五パ 第二条のJの規定に基づく生産量の基準値を算定 附属書Fに掲げる規制物質の二千二十四 セントを加えた値を使用することができ 締約国は、 1の規定の適用を受 1年から 一産する
- いては、適用しない。 高温地域除外が適用される生産量及び消費量の算定値についます。 のからf)までの規定は、締約国が決定する基準に従つて
- (略)

9

第六条 規制措置の評価及び再検討

る。締約国は、その評価の少なくとも一年前に、当該分野において、第二条から第二条のJまでに定める規制措置を評価すに、科学、環境、技術及び経済の分野の入手し得る情報に基づ締約国は、千九百九十年に及び同年以降少なくとも四年ごと

9 (略)

る。締約国は、その評価の少なくとも一年前に、当該分野において、第二条から第二条のⅠまでに定める規制措置を評価すに、科学、環境、技術及び経済の分野の入手し得る情報に基づ締約国は、千九百九十年に及び同年以降少なくとも四年ごと第六条 規制措置の評価及び再検討

から一年以内に、その結論を事務局を通じて締約国に報告す員会の構成及び付託事項を決定する。委員会は、その招集の日いて認められた専門家から成る適当な委員会を招集し並びに委

第七条 資料の提出

る

第七条 資彩

1

2 生産量、 資料が得られない場合に 以内に事務局に提出する。 する規定がそれぞれ自国について効力を生じた日の後三箇 В 並びに附属書E及び附属書Fに掲げる規制物質ごとの自国 締 附属書C、 附属書C 約 国は、 輸入量及び輸出量に関する統計資料又は、 次に掲げる年における附属書Bに掲げる規制物 のグルー 附属書E及び附属書Fに掲げる規制物質に関 プI及びグルー は、 その最良の推定値を、 プⅡに属する規 当該統計 附属書 制物質 月  $\mathcal{O}$ 

一千十三年まで。 属書F 属書Eに掲げる規制物質については、 掲げ ただし る規制 物 質に 第五条1の ては 規定の 千九百 適用を受ける 九 + から

る。から一年以内に、その結論を事務局を通じて締約国に報告すから一年以内に、その結論を事務局を通じて締約国に報告す員会の構成及び付託事項を決定する。委員会は、その招集の日いて認められた専門家から成る適当な委員会を招集し並びに委

第七条 資料の提出

1 (略)

2 質、 ない場合には、 び附属書Eに掲げる規制物質に関する規定がそれぞれ自国に 量及び輸出量に関する統計資料又は、 並びに附属書Eに掲げる規制物質ごとの自国 ついて効力を生じた日の後三箇月以内に事務局に提出する。 締約国は、 附属書C 0 次に掲げる年における附属書Bに掲げる規制 その最良の推定値を、 グループI及びグルー -プIIに 当該統計資料が得られ 附属書B、 に属する ロの生産 附属書C及 量

九年及びグループⅡに属する規制物質については、千九百八十及びグループⅡに属する規制物質並びに附属書CのグループⅠ

附属書Eに掲げる規制物質については、千九百九十一年

該統計資料を提出 締 資料を提出する。 玉 のうち同条8の四 約 国につい は 千 ては、 す Ź。 (d) 几 |千二十年から二千二十二年までの当 年かり 及び 同 6 (f) 条1の規定の適 千 規定が適用される締 一十六年までの 用 を受け 当 約国に る締約 該 統

3 ごとの自国の年間生産量 次の量に関する統計資料を事務局に提出する。 附属書Fに掲げる規制物質に関する規定がそれぞれ自国につ 虐 書 B、 て効力を生じた年及びその後の各年につき、 締約国は、 附属書C、 附属書A、 附属書E及び附属書Fに掲げる規制物質 附属書B、 (第一条5に定義されるも 附属書C、 附属書A、 附 属 0 書E及び 及び 附

原料として使用された量

締約国 る規制 る。 箇月以内に送付する。 統計資料は、 締 は、 物質の年間 約国及び非締約国それぞれとの間の輸入量及び輸出量 約国により承認された技術によつて破壊された量 検疫、 当該統計資料に係る年の末から遅くとも九 .使用量に関する統計資料を事務局に提 及び出荷前  $\mathcal{O}$ 処理のための附属書Eに掲げ 出す

3の二 (略)

3の三 締約国は、附属書FのグループⅡに属する規制物質の

3 料を事務局に提出する。 量 生じた年及びその後の各年につき、 掲げる規制物質に関する規定がそれぞれ自国につい 属書C及び附属書Eに掲げる規制物質ごとの自国 締約国は、 (第一条5に定義されるもの) 附属書A、 附属書B、 及び次の量に関する統計 附属書A、 附属書C及び附 附属書B の年間生産 I 属 書 E て効力を

原料として使用された量

る。 る規制物質 締約国は、 箇月以内に送付する。 統計資料は、 締約国により承認された技術によつて破壊され 締約国及び非締約国それぞれとの間の輸入量及び輸出量 の年間 検疫、 当該統計資料に係る年の末から遅くとも九 使用量 及び出荷前 に関する統計資料を事務局に  $\mathcal{O}$ 処理のための附属書Eに掲げ た量 提出す

3の二 (略)

第三条 る統 計資 1 (d) 料  $\mathcal{O}$ 規 を 事 定に基づく施設ごとの 局 12 提 出 する。 自 国 0 年 間 放 出 量に 関

る義 する統計資料を提出する場合には、 する地域的な経 成国でない 産量に関する統計資料についての 第二条 8 (a) 務は、 履行されたものとする。 玉 0 との間 規定の 済統合の 適用を受ける締約国に の輸入量及び輸出量並 ための機関が当該機関 1から3の 輸入量及び輸出量並び うい びに生産 と当該 二までに定め 7 は 量に関 機 翼 関 12  $\mathcal{O}$ 係

## 第八条及び第九条(略)

第十条

資金供与の制

度

ける。 協力 金の移転とは別 施を可能とするために、 る第二条のFから第二条のHまでの規定に係る規制措置の実 定める規制措置並びに第五条1の二の規定に従つて決定され 一条のAから第二条のEまで、 約 (技術移転を含む。 約国 国は、 当該制度に対する拠出は、 によるこの議定書に 第五条1の規定の に追加的に行われ 当該締約国に対し資金協力及び を行うことを目的とする制 定める規制措置の 第二条のⅠ及び第二条 適用を受ける締約国 るものとし 当該締約国に対する他の 当該制度は 実施 を可 度を設 よる第  $\mathcal{O}$ 技術 J 能

とす

っるため

にすべての合意された増加費用を賄

う

É

0)

とす

4 構成国でない とする。 する地域的な経済統合のため を提出する場合には、 0 いての1から3の二までに定める義務は、 第二条8 (a) 国との 0 が規定の 間の輸入量及び輸出量に関する統計 適用を受ける締約国につい 輸入量及び輸出量に関する統計資 0 機関が当該機関と当 履行されたもの <u>.</u> 機関 資料 関 係

## 第八条及び第九条(略

第十条

資金供与の

制

度

度に対する拠出は、 置並びに第五条1の二の規定に従つて決定され 別に追加的に行われるものとし、 転を含む。)を行うことを目的とする制度を設ける。 よるこの議定書に定める規制 るために、当該締約国に対 から第二条のHまでの規定に係る規制措置の実施を可 「条のAから第二条のEまで及び第二条のIに定める規制 べての合意された増加費用 締約国は、 第五条1の規定の 当該締約国に対する他の資金の移転 し資金協力及び技術協力 を賄 措置 適用を受ける締約国 当該制度は、 うものとする。 0 実施を可 能とするために 当該締 る第二条のF 増 加 による第 (技術 約国に 愛用 能 当 該 制

会合において | 種類を示す表は、締約国がその会合において決定する。

る。 決定する。 れた増加費用の一部を賄うことにつながり得る他の資金供与 ては賄われない。 制度を利用することを選択する場合には、 部については、 増加費用の種類を示す表は、 第五 条1の この 条の規定に基づく資金供与の制度によ 規定の適用を受ける締約国が、 締約国がその会合において T該増 加 費用の 合意さ

2から10まで (略)

第十条のAから第十六条まで

略

第十七条 効力発生の後に参加する締約国

は地域的な経済統合のための機関が負つている第二条から第二日においてこの議定書の効力発生の日から締約国であつた国又な経済統合のための機関は、当該国又は機関が締約国となつた効力が生じた日の後にこの議定書の締約国となる国又は地域的第五条の規定の適用を受ける場合を除くほか、この議定書の

務を直ちに履行する。 条のJまで及び第四条の規定に基づくすべての義務と同一の義

第十八条から第二十条まで

略

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの議定書

2から10まで (略)

第十条のAから第十六条まで

第十七条 効力発生の後に参加する締約国

務を直ちに履行する。 第五条の規定の適用を受ける場合を除くほか、この議定書の 務を直ちに履行する。 第五条の規定の適用を受ける場合を除くほか、この議定書の 新五条の規定の適用を受ける場合を除くほか、この議定書の 新五条の規定の適用を受ける場合を除くほか、この議定書の

第十八条から第二十条まで(略

に署名した。 以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの議定書

千九百八十七年九月十六日にモントリオールで作成した。

## 附属書A 規制物質

グループⅡ	-	グ レ ー プ I	グループ
(略)	CF2C12 (CFC-12) C2F3C13 (CFC-113) C2F4C12 (CFC-114) C2F5C1 (CFC-115)	CFC13 (CFC-11)	物質
	○ - ○ · · · · 六 ○ 八 ○ (	- -	係数(注)
	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	四、七五〇	百年地球温暖化係数

注

附属書B

(略)

(略)

千九百八十七年九月十六日にモントリオールで作成した。

## 附属書A 規制物質

グループ <b>I</b> I	グループI	グループ
(略)	CFC13 (CFC-11) CF2C12 (CFC-12) C2F3C13 (CFC-113) C2F4C12 (CFC-114) C2F5C1 (CFC-115)	物質
	○ - ○ · · · · · 六 ○ 八 ○ ○	係数(注)

注 これらのオゾン破壊係数は、既存の知識に基づく概算値であり、定期的に再 検討し及び修正するものとする。

附属書B (略)

規制物質

附属書C

規制物質

グループI グループ CHFC12(HCFC-21)(注2) C2HF3C12 (HCFC-123) C2H3FC12 (HCFC-141) C2H2FC13 (HCFC-131) CHFC1CF3 (HCFC-124) (注2) C<sub>2</sub>HF<sub>4</sub>C1 (HCFC-124) CHC1<sub>2</sub>CF<sub>3</sub>(HCFC-123)(注2) C2HF2C13 (HCFC-122) C2HFC14 (HCFC-121) CH<sub>2</sub>FC1 (HCFC-31) C2H2F3C1 (HCFC-133) CHF<sub>2</sub>C1 (HCFC-22) C<sub>2</sub>H<sub>2</sub>F<sub>2</sub>C1<sub>2</sub> (HCFC-132) 物 (注2) 質 数体異 の性  $\equiv$ 三| 兀 ○ ○ ○ ○ ○ 三 ○ 五 O·OO七 係数 (注1) —〇·〇四 六〇九 — 五 — 七七 グループI グループ CHFC12(HCFC-21)(注2) C2H3FC12 (HCFC-141) C2H2FC13 (HCFC-131) CHFC1CF3 (HCFC-124) (注2) C<sub>2</sub>HF<sub>4</sub>C1 (HCFC-124) CHC1<sub>2</sub>CF<sub>3</sub>(HCFC-123)(注2) C2HF3C12 (HCFC-123) C<sub>2</sub>HF<sub>2</sub>C1<sub>3</sub> (HCFC-122) C<sub>2</sub>HFC1<sub>4</sub> (HCFC-121) CH<sub>2</sub>FC1 (HCFC-31) C2H2F3C1 (HCFC-133) C2H2F2C12 (HCFC-132)  $CHF_2C1$  (HCFC-22) (注2) 質 数体異 の性 = | 0.00 t 三 〇 ・ 〇 五 <u>=</u> ○ · ○ : 1 O • O = -〇·〇〇八 〇・〇五五五 係数 (注1) -0・0七 —〇・〇四 —〇·〇四 —○·○五 **一〇・**○五 -O·O六

C3H2F2C14 (HCFC-232)	C3H2FC15 (HCFC-231)	C <sub>3</sub> HF <sub>6</sub> C1 (HCFC-226)	CF2C1CF2CHC1F (HCFC-225cb) (注つ)	CF3CF2CHCl2(HCFC-225ca) (注2)	C3HF 5C12 (HCFC-225)	C <sub>3</sub> HF <sub>4</sub> C1 <sub>3</sub> (HCFC–224)	C3HF3C14(HCFC-223)	C3HF2C15 (HCFC-222)	C3HFC16 (HCFC-221)	C2H4FC1 (HCFC-151)	CH3CF2C1 (HCFC-142b) (注2)	C <sub>2</sub> H <sub>3</sub> F <sub>2</sub> C1 (HCFC-142)	CH3CFC12(HCFC-141b) (注2)
六	九	五			九		 	九	五.	=		三	
0.00人	○·○五 九	  -       	0.011111	〇·〇三五 五	-0.0七	○・○ 一○・○ 九	- O · O · O · O · O · O · O · O · O · O	- O・O - O九	0 . 0 . 五七		○・○六五	-0·00八	· 
			五九五										七三五
СзН	СзН	СзН	CF <sub>2</sub> (	CF <sub>3</sub>	СзН	СзН	СзН	СзН	СзН	C2H4	СНзо	C <sub>2</sub> H <sub>3</sub>	CH <sub>3</sub> (
C3H2F2C14 (HCFC-232)	C3H2FC15 (HCFC-231)	C <sub>3</sub> HF <sub>6</sub> C1 (HCFC-226)	CFzC1CFzCHC1F (HCFC-225cb) (注2)	CF3CF2CHC12(HCFC-225ca) (注2)	C3HF5C12 (HCFC-225)	C3HF4C13 (HCFC-224)	C <sub>3</sub> HF <sub>3</sub> C1 <sub>4</sub> (HCFC-223)	C3HF2C15 (HCFC-222)	C3HFC16 (HCFC-221)	C <sub>2</sub> H <sub>4</sub> FC1 (HCFC-151)	CH3CF2C1 (HCFC-142b) (注2)	C <sub>2</sub> H <sub>3</sub> F <sub>2</sub> C1 (HCFC-142)	CH3CFC12(HCFC-141b) (注2)
一六	九	五.			九		 	九	五.	=		三	
- O・O 八	○·○五 九	  -     	0.011111	〇· 〇三 五	  -0·0±	○・○ 一 ○・○ 九	- O· O - O 人	〇·〇· 〇·〇九	〇 〇 〇 〇 五 七	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	〇・〇六五	三 0・00八	· 

C3H6FC1 (HCFC-271)	C <sub>3</sub> H <sub>5</sub> F <sub>2</sub> C1 (HCFC-262)	C3H5FC12 (HCFC-261)	C <sub>3</sub> H <sub>4</sub> F <sub>3</sub> C1 (HCFC-253)	C <sub>3</sub> H <sub>4</sub> F <sub>2</sub> C <sub>12</sub> (HCFC-252)	C3H4FCl3 (HCFC-251)	C <sub>3</sub> H <sub>3</sub> F <sub>4</sub> C1 (HCFC-244)	C <sub>3</sub> H <sub>3</sub> F <sub>3</sub> C1 <sub>2</sub> (HCFC-243)	C <sub>3</sub> H <sub>3</sub> F <sub>2</sub> C1 <sub>3</sub> (HCFC-242)	C <sub>3</sub> H <sub>3</sub> FC1 <sub>4</sub> (HCFC-241)	C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>5</sub> C1 (HCFC-235)	C <sub>3</sub> H <sub>2</sub> F <sub>4</sub> C1 <sub>2</sub> (HCFC-234)	C3H <sub>2</sub> F3C1 <sub>3</sub> (HCFC-233)
五 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	九 〇·〇·〇二 〇·〇二	九 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		一六 0.00五 -		一二 0・00九 二	一八 0.00七 三	一八 〇・〇〇五 ナ		九 〇・〇三 二	一六 0.0 1	一八 0・00七
C3H6FC1 (HCFC-271)	C3H5F2C1 (HCFC-262)	C <sub>3</sub> H <sub>5</sub> FC <sub>12</sub> (HCFC-261)	C3H4F3C1 (HCFC-253)	C3H4F2C12 (HCFC-252)	C3H4FCl3 (HCFC-251)	C3H3F4C1 (HCFC-244)	C3H3F3C12 (HCFC-243)	C3H3F2C13 (HCFC-242)	C3H3FC14 (HCFC-241)	C3H <sub>2</sub> F <sub>5</sub> C1 (HCFC-235)	C3H <sub>2</sub> F <sub>4</sub> C1 <sub>2</sub> (HCFC-234)	C3H2F3Cl3 (HCFC-233)
五 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	九 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	九 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )		一六 () () 五 ()		一二	一八	一八 () () () () () () () () () () () () ()		九 () () () () () () () () () () () () ()	一六	一八 0 · 0 0 七

注 1 略)

注 2 (略)

注 3 される。 る手続により地球温暖化係数の値が表示されるまでは、 地球温暖化係数が表示されていない物質については、第二条9回前に規定す 初期値として零が適用

附属書D (略)

附属書E

(略)

注1 この議定書の適用上、 グループⅢ グループⅡ り、下限値は最低のオゾン破壊係数を有する異性体のオゾン破壊係数の推定 値は最高のオゾン破壊係数を有する異性体のオゾン破壊係数の推定値であ のであり、確実性は劣る。数値の範囲は、異性体群に係るものである。上限 である。数値の範囲で表示されているオゾン破壊係数は、推定値に基づくも オゾン破壊係数は、研究室における測定に基づく計算により決定されたもの には、当該範囲内における最高値を使用する。単独の数値で表示されている 略) 略 オゾン破壊係数が数値の範囲で表示されている場合

注2 商業上使われる可能性の最も高い物質をこの議定書の適用上使用されるオ ゾン破壊係数と共に示したものである。

値である。

附属書D (略)

附属書E

(略)

附属書 月 規制物質

I	CHF <sub>3</sub> (HFC-23)	グ ル ー プ Ⅱ
	CH2FCH2F (HFC-152) CH3CHF2 (HFC-152a)	
	CH <sub>3</sub> F (HFC-41)	
	CH <sub>3</sub> CF <sub>3</sub> (HFC-143a)	
	CHF <sub>2</sub> CF <sub>3</sub> (HFC-125)	
	CH <sub>2</sub> F <sub>2</sub> (HFC-32)	
	CF <sub>3</sub> CHFCHFCF <sub>2</sub> CF <sub>3</sub> (HFC-43-10mee)	
	CH <sub>2</sub> FCF <sub>2</sub> CHF <sub>2</sub> (HFC-245ca)	
	CF <sub>3</sub> CH <sub>2</sub> CF <sub>3</sub> (HFC-236fa)	
	CHF <sub>2</sub> CHFCF <sub>3</sub> (HFC-236ea)	
	CH <sub>2</sub> FCF <sub>2</sub> CF <sub>3</sub> (HFC-236cb)	
	CF <sub>3</sub> CHFCF <sub>3</sub> (HFC-227ea)	
	CF <sub>3</sub> CH <sub>2</sub> CF <sub>2</sub> CH <sub>3</sub> (HFC-365mfc)	
	CHF <sub>2</sub> CH <sub>2</sub> CF <sub>3</sub> (HFC-245fa)	
	CH <sub>2</sub> FCHF <sub>2</sub> (HFC-143)	
	CH <sub>2</sub> FCF <sub>3</sub> (HFC-134a)	
	CHF2CHF2 (HFC-134)	グループI
	物質	グループ